

吉田ガス
取引の適正化および料金の透明化に向けた取組宣言

吉田ガス株式会社は、2024年4月2日に公布された「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液化石油ガス法）」の改正省令の施行に向けて、取引の適正化および料金の透明化を図るとともに、事業活動を通じた地域社会の発展に寄与するため、以下のとおり取り組むことを宣言いたします。

1. 法令の遵守

- ・ 過大な営業行為の制限
正常な商慣行を超えた利益の供与およびLPガス事業者の変更を制限するような契約の締結は行いません。
- ・ 三部料金制の徹底
基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）を徹底します。
- ・ LPガス料金の情報提供
賃貸物件のLPガス料金については、入居を希望されるお客さまに対し、不動産管理会社等の関係各所と連携し、ガス料金を事前に提示するよう努めます。

2. 法令遵守を履行・管理するための組織体制

- ・ 社内講習会等による教育を継続的に実施して、全従業員へ法令遵守の浸透、徹底を図ります。
- ・ 社長を筆頭とする社内管理体制のもと、法令等に違反するまたはそのおそれのある行為がないか、定期的に監査を実施します。

3. お客さま・お取引先との信頼関係構築

- ・ お客さまの声に誠実に耳を傾け、迅速かつ丁寧に対応します。
- ・ すべてのお取引先と対等かつ公正な取引関係を構築し、誠実に事業活動を推進します。

4. 社会貢献に向けた取り組み

- ・ 事業活動を通じて脱炭素社会の実現やSDGsの達成に貢献してまいります。

2024年5月15日

吉田ガス株式会社
代表取締役社長 加藤力弥